

インフラ空間情報士 資格制度規程
(Ver. 1.1)

令和7年2月

一般社団法人 日本インフラ空間情報技術協会

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人インフラ空間情報技術協会定款第4条第2項に基づき、一般社団法人インフラ空間情報技術協会（以下、協会という。）が実施する資格試験ならびに資格登録の実施に関する基本事項を定める。

また、本規程は、当該資格制度における「インフラ空間情報士補」、「インフラ空間情報士」の資格を定め登録すること、およびその活用が図られることにより、社会インフラの地下と地上の点検・調査等の業務を円滑かつ的確に遂行し、さらに業務成果の技術水準を高めることを目的とする。

(資格)

第2条 本協会は、この規程に基づき実施する講習会を受講し、資格試験に合格し、かつ登録した者に対し、登録有効期間中「インフラ空間情報士補」、「インフラ空間情報士」の資格（以下、資格という。）を付与する。

2 「インフラ空間情報士補」は、社会インフラの維持管理において、地中レーダ探査・地上3次元データ取得の原理、調査手順、データ取得技術を理解し、現場作業において適切にデータ取得する点検・調査等を行う能力を有する技術者とする。

3 「インフラ空間情報士」は、「インフラ空間情報士補」の上位資格として、「インフラ空間情報士補」に求められる能力の他、現場で取得されたデータに対する解析作業において、データ処理、異常信号の抽出を適切に行う能力および業務全体のマネジメントを行う能力を有する技術者とする。

第2章 資格試験

(試験委員会)

第3条 資格制度に関する重要事項の審議ならびに資格試験を適正かつ公正に実施するため、試験委員会を設置する。

2 試験委員会の所掌事項は、受験条件の審議、試験問題の作成、受験者の受験条件審査、試験の実施・運営、合否判定、合格者の登録審査・管理、登録証の交付、登録更新および抹消の審査・管理とする。

3 試験委員会は、学識経験者、建設コンサルタントあるいは地質調査に従事する技術者で組織し、協会理事長が委嘱する。

(試験の種類)

第4条 試験は、「インフラ空間情報士補」、「インフラ空間情報士」試験とする。

(試験の目的)

第5条 第2条第2項および第3項に示す能力を有するか判定することを目的とする。

(受験条件)

第6条 試験を受ける者の受験条件は、試験委員会の審議結果を受け、協会理事長が定める。

(試験の実施)

第7条 試験は、毎年1回行う。

(試験関連情報の公開と合格者の発表)

第8条 試験の実施日時・会場・受験条件・申込み方法・受験料等の受験申込み手続きに必要な情報を協会ホームページで公開する。

- 2 試験結果は、協会ホームページで公開する。

(受験料)

第9条 資格試験を受験しようとする者は、本協会で定める金額を納付しなければならない。

第3章 資格の登録

(登録および登録証)

第10条 「インフラ空間情報士補」、「インフラ空間情報士」の資格試験に合格した者は、協会に備える登録台帳に氏名、生年月日、住所、会社に勤務する場合はその会社の、個人で働く場合は個人事務所の名称または個人名、および所在地、合格した資格の名称、その他協会が定める事項について登録しなければならない。

- 2 協会理事長は、登録した者に登録証を交付する。
- 3 登録証には次の事項を記載するものとする。
 - (1) 資格の名称
 - (2) 登録年月日および登録番号
 - (3) 有効期限
 - (4) 氏名
 - (5) 生年月日

(登録の資格審査)

第11条 資格の登録を行う時には、試験委員会の審査結果に基づき、協会理事長が登録の可否を決定する。

(登録の有効期限および登録の更新)

第12条 登録の有効期限は、登録証が交付された日から4年間とする。

- 2 登録の更新を行う者は、登録満了の日までに登録の更新手続きを完了しなければならない。
- 3 「インフラ空間情報士補」登録の更新を行う者は、登録満了日直近の更新講習を受講の上、更新試験に合格しなければならない。
- 4 「インフラ空間情報士」登録の更新を行う者は、登録満了日直近の更新講習を受講の上、更新試験に合格し、さらに、所定のCPD単位(100単位/4年)を取得していなければならない。

(登録の再更新)

第13条 前条の登録更新を行わず登録失効した者が、前条に示す更新条件を満たしたときは、再更新をすることができる。

再更新による登録有効期限は、再更新からその後第12条第1項と同様とする。

(登録の変更等の届出)

第14条 登録を受けた者は、第10条第1項に記す事項について変更が生じた場合は、1ヶ月以内に、その旨の変更届出書を協会に届け出なければならない。

- 2 変更の届け出があった場合、試験委員会は登録情報を訂正し更新する。

(業務廃止等の届出)

第15条 登録を受けた者が登録している資格を必要としなくなった場合においては登録者本人が、登録者が死亡した場合においては相続人、法定代理人または会社関係者が、1ヶ月以内に登録証および携帯登録証を添えて、業務廃止届出書を協会に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第16条 資格登録する者が次に掲げる事項に該当した場合、試験委員会の審査結果に基づき、協会理事長はその登録を抹消する。

- (1) 受験申込書、登録更新申請書に虚偽の記載があることが判明したとき。
 - (2) 正当な理由なく、第14条の変更届出書の提出を怠ったとき。
 - (3) 前条の届け出があったとき、または前条に該当する事実が判明したとき。
 - (4) 「インフラ空間情報士補」、「インフラ空間情報士」としてふさわしくない以下の行為が判明したとき。
 - ① 不正の事実に基づいて資格試験を受験し、あるいは登録を受けた行為
 - ② 資格の信用を傷つけ、または資格登録者として不名誉な行為
- 2 第12条第3項、第4項に規定する更新講習会を受講しない場合は、自動的に登録が抹消されるものとする
- 3 第1項および第2項の規程により登録の抹消を受けた者は、速やかに登録証および携帯登録証を協会に返納しなければならない。

(登録内容の提供)

第17条 国、地方自治体その他の業務発注する者から登録内容の照会があった場合、協会理事長は登録者に許可なく登録内容を提供することができる。

第4章 雑 則

(規程に定めのない事項の処理)

第18条 本規程に定めのない事項および疑義を生じた事項については、協会理事長は試験委員会に諮って処理するものとする。

(規程の改廃)

第19条 本規程の改廃は、試験委員会が立案し、協会理事会で決定する。

(附則)

本規程は、令和7年2月10日より施行する。